

回 答 書

浪江町長 吉田 数博

件名 浪江にじいろこども園増築事業

令和3年7月9日（金）にいただきました質問について、以下のとおりとなります。

番号	資料の種類	ページ	質問内容	回 答
1	浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領	2	実施要領 P2・3- (3) 工事請負契約を締結するとあるが、契約の内容、支払方法等はどの様になるのでしょうか。	選定事業者の決定後、仮契約を締結し、浪江町議会において可決された場合に本契約として成立します。なお、本契約締結後、前金払いとして請負金額の 4 割以内を請求することが可能です。
2	浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領	3	実施要領 P3・5- (1) 町の負担—各種調査や手続き費用とは、地盤調査費・測量費を指すのでしょうか。又、地盤調査により、地盤が悪く基礎の補強が必要な場合は別途で宜しいでしょうか。地耐力をいくらで見ればよいかご指示があればお願い致します。	地盤調査費・測量費も工事金額に含めます。既存こども園の地盤調査結果を提示しますので、それを基に基礎構造を決定してください。
3	浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領	5	実施要領 P5・5- (4) 一共有廊下の幅員が 1.5 間とありますが、有効の寸法でなく壁芯の寸法と考えて宜しいでしょうか。又、上記寸法については、設置予定の園児用ロッカーを加味しないものと考えて宜しいでしょうか。	壁芯の寸法と考えて構いません。また、園児用ロッカーは加味しません。

4	浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領	6	実施要領 P6（附帯施設等）—BEMSについて。現在の既存建物の機器により今回増築分の電気使用量が合算されてモニタリングできれば良いでしょうか。	認識のとおりです。
5	浪江にじいろこども園増築事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式実施要領	6	実施要領 P6・6-（1）基本事項③—防火性能は準耐火性能以上とするとありますが、計画建物は準耐火建築物とする理解で宜しいでしょうか。	認識のとおりです。